

国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7・8（略）

（内部部局の職）

第二十一（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

別表第二（第七条関係）

公安調査庁
国税庁
社会保険庁
特許庁
気象庁
海上保安庁
海難審判庁

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

（指定法人）

第三条（略）

- 一（略）
- 二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
 - イ 公団が建設し、又は自ら建設した外貿埠頭の施設のうち、旧公団法第二条第一号に規定する岸壁及び同条第二号に規定する施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。
 - ロ 外貿埠頭の建設を行うこと。
 - ハ イに掲げるもののほか、公団が建設し、又は自ら建設した外貿埠頭の改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。
- 三 申請者が前号イからハまでに掲げる業務（以下「外貿埠頭業務」という。）を実施することについて十分な経理的基礎を有すると認められる者であること。

四（略）

五（略）